

平成28年第2回定例会

青森地域広域事務組合議会 会 議 録

青森地域広域事務組合議会

平成 28 年第 2 回定例会

青森地域広域事務組合議会会議録

平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）

○議事日程第 1 号

平成 28 年 10 月 3 日（月曜日）午後 2 時開議

- | | | |
|------|------------|--|
| 第 1 | 諸般の報告 | |
| 第 2 | 議席の指定 | |
| 第 3 | 会議録署名議員の指名 | |
| 第 4 | 会期の決定 | |
| 第 5 | 副議長の選挙 | |
| 第 6 | 議案第 8 号 | 平成 28 年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 第 7 | 議案第 9 号 | 決算の認定について（平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算） |
| 第 8 | | 一般質問 |
| 第 9 | | 議会運営委員会の所管事務の継続審査について |
| 第 10 | 報告第 2 号 | 繰越明許費繰越計算書について（平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書） |
| 第 11 | 報告第 3 号 | 専決処分の報告について |
| 第 12 | 報告第 4 号 | 専決処分の報告について |
| 第 13 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について |
| 第 14 | 報告第 6 号 | 専決処分の報告について |
| 第 15 | 青広監報告第 3 号 | 例月出納検査報告について |

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（15名）

1番	田中	大	議員	10番	小倉	潤	二	議員
2番	田中	茂勝	議員	11番	山本	武朝	議員	
3番	山脇	智	議員	12番	村川	みどり	議員	
4番	館山	善也	議員	14番	柿崎	裕二	議員	
6番	安藤	英博	議員	15番	斎藤	憲雄	議員	
7番	奈良岡	隆	議員	16番	花田	明仁	議員	
8番	奈良	祥孝	議員	17番	渋谷	勲	議員	
9番	田中	哲也	議員					

○説明のため出席した者の職氏名

管理者	鹿内	博	君	参	与	武知	活	憲	君	(今別町総務課参事)	
代表副管理者	阿部	義	治	君	参	与	坂本	亮	君	(蓬田村総務課長)	
副管理者	船橋	茂	久	君	あおひらクリーンセンター課長	佐々木	健	君			
副管理者	森内	勇	君	庶務課長	中嶋	智	明	君			
副管理者	久慈	修	一	君	予防課長	花田	孝	夫	君		
監査委員	山形	博	君	警防課長	吉本	雅	治	君			
事務局長	館田	一	弥	君	通信指令課長	廣津	明	男	君		
消防長	吉崎	宏	二	君	東消防署長	上野	聡	君			
消防次長	柿崎	与	光	君	浪岡消防署長	小笠原	匠	君			
消防次長兼中央消防署長	蝦名	幸	悦	君	平内消防署長	小川	司	君			
総務課長	西村	務	君	会計管理者	小鹿	継	仁	君			
参	与	船橋	正	明	君	会計課長	柿崎	哲	男	君	(青森市市民政策部政策推進課長)
参	与	渡辺	仁	志	君	監査委員書記	多田	弘	仁	君	(平内町企画政策課長)
参	与	宮本	一	男	君	監査委員書記	三上	智	幸	君	(外ヶ浜町総務課参事)

清掃管理課長 葛西俊一君

○事務局出席職員氏名

書記長 小倉 隆

書記 佐々木 和人

書記 早狩 真布

書記 三橋 亨司

午後 2 時開会・開議

○議長（渋谷勲君） ただいまから、平成 28 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は「議事日程第 1 号」により会議を進めます。

日程第 1 諸般の報告

○議長（渋谷勲君） 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

初めに、組合議員の異動についてであります。平内町議会及び今別町議会から選出されておりました 4 名の組合議員が、いずれも去る 3 月 30 日をもって任期満了となりました。

その後任議員として、平内町議会から田中茂勝議員、田中大議員の 2 名が 4 月 7 日付で、今別町議会から田中哲也議員、小倉潤二議員の 2 名が 4 月 4 日付で組合規約第 5 条の規定によりそれぞれ選出された旨の報告がありました。

次に、議会運営委員についてであります。先ほど御報告いたしましたとおり、平内町議会及び今別町議会議員の任期満了に伴い、欠員となっておりますが、議会運営委員会条例第 3 条の規定により、議長において、平内町議会の田中大議員及び今別町議会の田中哲也議員を去る 4 月 15 日付で議会運営委員として指名いたしましたので、御報告を申し上げます。

日程第 2 議席の指定

○議長（渋谷勲君） 日程第 2 「議席の指定」について行います。

議席は、会議規則第 4 条第 1 項の規定により、ただいま御着席の議席を指定いたします。

日程第 3 会議録署名議員の指名

○議長（渋谷勲君） 日程第 3 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 73 条の規定により、12 番村川みどり議員及び 14 番柿崎裕二議員の 2 名を指名いたします。

日程第 4 会期の決定

○議長（渋谷勲君） 日程第 4 「会期の決定」を議題といたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日 1 日と決定いたしました。

日程第 5 副議長の選挙

○議長（渋谷勲君） 日程第5 これより「副議長の選挙」を行います。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

青森地域広域事務組合議会副議長に、2番田中茂勝議員を指名いたします。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました2番田中茂勝議員を青森地域広域事務組合議会副議長の当選人と定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました2番田中茂勝議員が青森地域広域事務組合議会副議長に当選されました。

○議長（渋谷勲君） ただいま、青森地域広域事務組合議会副議長に当選され、議場におられます2番田中茂勝議員に、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

ただいま副議長に当選されました田中茂勝議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。演壇へどうぞ。

〔副議長田中茂勝君登壇〕

○副議長（田中茂勝君） ただいま選任されました平内町の田中茂勝と申します。どうかよろしくをお願いいたします。

議会運営に当たりましては、議長を補佐し円滑な運営ができますよう心がけて努めてまいりたいと思っています。どうかよろしくをお願いいたします。

日程第6 議案第8号 平成28年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第7 議案第9号 決算の認定について（平成27年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算）

○議長（渋谷勲君） 日程第6議案第8号「平成28年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算」及び日程第7議案第9号「決算の認定について」の計2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者鹿内青森市長。

〔管理者鹿内博君登壇〕

○管理者(鹿内博君) 平成28年第2回青森地域広域事務組合議会定例会の開会に当たり、提出いたしました議案について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

各議案の説明に先立ち、平成28年台風第10号に伴う災害に係る緊急消防援助隊の派遣について、一言申し述べたいと思います。

この台風は、去る8月30日から31日未明にかけて東北地方に上陸し、土砂災害や崖崩れ、河川の氾濫などにより、東北各県・北海道地方で多くの尊い命や財産に被害をもたらしました。

この被害に対応するため、総務省消防庁長官から青森県内全ての消防本部に対し、緊急消防援助隊の出動の求めがあり、本事務組合消防本部では8月31日に、指揮隊や救助隊など車両6台、22名の消防職員を岩手県に派遣し行方不明者の捜索などの活動を行いました。

また、9月3日には、先の派遣職員に代わって第二次派遣を行い、さらに9月6日には第二次に代わって第三次派遣を行い、延べ17隊64名の職員を派遣したところであります。

今後も、緊急消防援助隊派遣を含め、あらゆる災害に対応できるよう万全を期してまいりたいと考えております。

このたびの台風により被災された皆様に対し衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復興を心から願うものであります。

それでは、本定例会に提出いたしました議案につきまして、御説明申し上げます。

初めに、議案第8号平成28年度青森地域広域事務組合一般会計補正予算について、御説明申し上げます。

今回の補正予算は、統一的な基準による地方公会計制度導入に係る経費、庁舎等の維持修繕に係る経費、庁舎耐震工事に係る経費を措置するなど、今後の事務事業を円滑に執行するための経費に加え、平成27年度の決算剰余金による、構成市町村の分担金及び負担金等について所要の調整を行うものであります。

その結果、今回の補正額は、4594万円の増額補正となり、これを加えた一般会計予算の総額は57億51万余円となった次第であります。

それでは、歳出の主な内容について御説明申し上げます。

総務費につきましては、財政のマネジメント強化のため、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした、財務書類の作成に関する統一的な基準が総務省から示されたことに伴い、固定資産台帳の整備等を進めるための地方公会計制度導入に係る委託料として168万余円を増額補正するものであります。

衛生費のうち、斎場費につきましては、今別地区斎場の物置小屋が強風により損壊したことに伴う更新、また、施設内のストーブを更新するための備品購入費として89万円を増額補正するものであります。

構成市町村振興費につきましては、平成27年度決算に係る剰余金を基金積立金とするため436万余円を増額補正をするものであります。

消防費のうち、青森消防費につきましては、東消防署管理費負担金といたしまして 25 万余円、消防合同庁舎修繕等に係る経費といたしまして 170 万円、中央消防署沖館分署耐震工事費といたしまして 483 万余円を増額補正するほか、東消防署原別分署新築に係る設計を直営で実施することになったことに伴い、委託料 2434 万余円を減額補正するものであります。

外ヶ浜消防費につきましては、中央消防署外ヶ浜分署のホース乾燥台の維持修繕に係る経費といたしまして 21 万余円、救急車両修繕に係る経費といたしまして 71 万余円を増額補正するものであります。

今別消防費につきましては、職員の救助訓練参加に伴う勤務地内旅費といたしまして、6 万余円を増額補正するものであります。

公債費につきましては、青森消防費に係る平成 27 年度地方債借入分利子の確定等に伴い、305 万余円を減額補正するものであります。

予備費につきましては、平成 27 年度決算に基づく所要の調整等を行った結果、5861 万余円を増額補正するものであります。

次に、歳入についての主な内容であります。平成 27 年度の決算剰余金及び歳出補正に伴う所要の調整を行った結果、分担金につきましては、1 億 1394 万余円の減額補正、負担金につきましては、2689 万余円の減額補正、繰越金につきましては、2 億 2452 万余円を増額補正、諸収入につきましては、1823 万余円の減額補正、組合債につきましては、1950 万円の減額補正となったものであります。

最後に、議案第 9 号決算の認定については、平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について、認定を求めるものであります。その詳細につきましては、会計管理者から説明させたいと存じます。

以上をもちまして、提出いたしました議案の概要を御説明申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴い、私及び担当者からそれぞれ御説明いたしますので、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 次に、平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入歳出決算について説明を求めます。小鹿会計管理者。

〔会計管理者小鹿継仁君登壇〕

○会計管理者（小鹿継仁君） 平成 27 年度青森地域広域事務組合一般会計歳入・歳出決算について、その概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

なお、青森地域広域事務組合は、平成 27 年 4 月 1 日より青森地域広域消防事務組合と統合したところであり、予算額及び決算額の前年度比較については、青森地域広域事務組合と青森地域広域消防事務組合の合算額との比較として御説明するとともに、当該消防事務組合の解散に伴い平成 27 年 3 月 31 日付の打ち切り決算となったため、平成 27 年度の歳入・歳出決算には、平成 26 年度精算分が含まれていることを、申し添えます。

平成 27 年度の青森地域広域事務組合の予算は、最少の経費で最大の効果を挙げるという財政運営の基本原則に則り、可能な限り経費の節減、合理化を図りつつ、効果的な広域行政の展開と運営ができるよう、限りある財源の効果的な配分に留意し、編成したものであ

ります。

この予算の執行に当たりましては、法令及び予算の定めるところに従い、厳正な審査と綿密な資金計画のもとに執行してまいりました。

それでは、決算の概要につきまして御説明申し上げます。

当初予算額は、前年度に比較して、10.97%減の55億9788万余円でありましたが、その後、平成26年度決算に係る剰余金の確定等に伴い分担金及び負担金3721万余円、組合債3840万円を減額補正するとともに、繰越金7478万余円、諸収入4032万余円を増額補正し、さらに、前年度からの繰越額として、あおひらクリーンセンター施設管理事業に係る経費399万余円を加えた結果、歳入・歳出予算現額は、56億4138万余円となりました。

これに対しまして、決算額は、歳入が、前年度に比較して、26.60%減の56億2324万余円、歳出が、前年度に比較して、27.09%減の53億5202万余円となり、歳入・歳出差引残高は、2億7122万余円となりましたが、上磯地区クリーンセンター施設管理事業の繰越に係る翌年度へ繰り越すべき財源144万余円を差し引いた実質収支額は2億6977万余円となりました。

次に、歳入・歳出の主な内容について、御説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。使用料及び手数料は、1142万余円で、前年度に比較して、4.92%の増となっており、これは、主として、危険物検査手数料が増加したことによるものであります。

国庫支出金は4579万余円で、前年度に比較して、1649.39%の増となっており、これは、青森地域広域消防事務組合の打ち切り決算に伴い、平成26年度精算分の影響によるものであります。

県支出金は3564万余円で、前年度に比較して、皆増となっており、これは、国庫支出金と同様に、青森地域広域消防事務組合の打ち切り決算に伴う、平成26年度精算分の影響によるものであります。

財産収入は、1001万余円で、前年度に比較して、16.55%の減となっており、これは、主として、有価資源売却収入が減少したことによるものであります。

繰入金は、650万円で、前年度に比較して、44.44%の増となっており、これは、北海道新幹線開業対策事業費の拡充のため、青森地域広域事務組合振興基金からの繰入金が増加したことによるものであります。

繰越金は、1億2784万余円で、前年度に比較して、66.67%の減となっており、これは、主として浪岡消防署改築工事に係る逡次繰越金が減少したことによるものであります。

諸収入は、4億1534万余円で、前年度に比較して、2.62%の減となっており、これは、主として、青森市消防団業務受託事業収入が減少したことによるものであります。

組合債は、1億6540万円で、前年度に比較して、87.55%の減となっており、これは、主として、緊急防災・減災事業債が減少したことによるものであります。

次に、歳出についてであります。議会費は、32万余円で、前年度に比較して、41.63%の減となっており、これは、主として、青森地域広域消防事務組合との統合に伴う議会運営事務費が減少したことによるものであります。

総務費は、1億5472万余円で、前年度に比較して、8.90%の減となっており、これは、主として、消防救急無線デジタル化整備事業が減少したことによるものであります。

民生費は、7922万余円で、前年度に比較して、1.73%の減となっており、これは、主として、介護認定審査会の一般事務費が減少したことによるものであります。

衛生費は、5億1038万余円で、前年度に比較して、0.44%の増となっており、これは、主として、あおひらクリーンセンター改修事業が増加したことによるものであります。

構成市町村振興費は、1372万余円で、前年度に比較して、30.55%の増となっており、これは、主として、新観光ホームページ等制作業務委託料が増加したことによるものであります。

消防費は、44億1282万余円で、前年度に比較して、29.40%の減となっており、これは、主として、消防救急無線デジタル化整備事業が減少したことによるものであります。

公債費は、1億8082万余円で、前年度に比較して、43.72%の減となっており、これは、主として、青平地区公債費及び今別地区公債費の償還の一部が終了したことによるものであります。

以上、平成27年度青森地域広域事務組合一般会計歳入・歳出決算の概要を御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渋谷勲君） 質疑及び討論については、通告がありませんでした。

これより採決いたします。

初めに、議案第8号について採決いたします。

議案第8号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について採決いたします。

議案第9号については、認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第9号については、認定と決しました。

日程第8 一般質問

○議長（渋谷勲君） 日程第8「一般質問」を行います。

順次、質問を許します。

3番山脇智議員。

〔議員山脇智君登壇〕

○3番（山脇智君） 1番日本共産党の山脇智です。通告に従い、一般質問を行います。

消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件について質問します。

これまで火災通報装置にはアナログ電話回線が使われてきましたが、IP電話の普及に

に伴い、誤って I P 電話に火災通報装置をつなぐ事例が見られ、これを受けて平成 28 年 4 月 1 日に、I P 電話に対応する火災通報装置の設置のために、火災通報装置の基準の一部が改正されました。

そこで質問しますが、消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件が、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたことにより、火災通報装置に関する扱いが今後どうなるのかお示してください。

壇上からの質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

訂正させていただきます。

市議会の本会議での番号が 1 番なので、1 番と言ってしまいましたが、3 番に訂正させていただきます。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 山協議員の消防法施行規則の一部を改正する省令及び火災通報装置の基準の一部を改正する件についての御質問に、お答えいたします。

火災通報装置は、本体に録音メッセージが組み込まれ、火災が発生した場合に火災通報装置の通報ボタンを押すことにより、通報者が直接通話することなく、火災が発生した建物名称、所在地、目標物を消防機関へ通報するものであります。

この装置は消防法令に基づき、病院や社会福祉施設など、火災が発生した際に、人命危険の拡大が予想される施設に主に設置が義務付けられております。

本改正前の火災通報装置の基準は、議員の御紹介のとおり、アナログ電話回線を使用することを前提とした規定となっており、インターネット回線を利用した、いわゆる I P 電話回線など、アナログ電話回線以外の電話回線に接続した場合には、消防機関へ適切に通報ができないことから、火災通報装置にはアナログ電話回線を使用することとされておりました。

しかし、近年の I P 電話の急速な普及に伴い、誤って火災通報装置を I P 電話回線に接続してしまう事例が全国で散見され、実際に適切に通報されない事案も発生しており、総務省消防庁が設置した有識者委員会におきましても I P 電話回線への対応の必要性につきまして指摘されたところであり、I P 電話回線に対応する火災通報装置を設置するための基準等の整備が必要となりましたことから、総務省消防庁は平成 28 年 2 月 24 日付けで当該改正省令等の公布を行ったものであります。

この改正の主な内容は、火災通報装置を I P 電話回線に接続できるように新たに基準を設けるとともに、アナログ電話回線に接続する場合の基準についても所要の見直しを行うため、消防法施行規則及び火災通報装置の基準の一部を改正したものであり、この改正により火災通報装置を新たに設置しなければならない防火対象物はございません。

また、本改正には、平成 29 年 9 月 30 日までの経過措置が設けられておりますが、この経過措置は、施行日であります平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間にアナログ電話回線に接続する火災通報装置を設置する場合は、改正前の基準により設置することができるものであり、平成 29 年 10 月 1 日以降に設置する火災通報装置は、アナログ電話回線、I P 電話

回線のいずれに接続する場合であっても新基準に適合させなければならないというものであります。

なお、平成 28 年 3 月 31 日以前に、既に設置している火災通報装置は、改修する必要はなく、これまでどおり使用できるものであります。火災通報装置に接続しているアナログ電話回線を I P 電話回線に切り替える場合には、火災通報装置本体を交換する必要があるものであります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 3 番山協議員。

○3 番（山脇智君） それでは再質問を行います。

本改正において、来年 9 月 30 日の経過措置までに、今後関係者に対して、新基準への火災通報装置に対しての周知や、新基準の火災通報装置の設置、維持管理についても、指導の取り組みが必要となってくると思われま。

再質問しますが、本改正を受けての、消防の対応についてお示しください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 山協議員の再度の御質問にお答えします。

本改正に適合する新基準の火災通報装置につきましては、主要メーカーに確認したところ、本年、今月 10 月から販売を開始するとのことでございます。

消防本部ホームページに、啓発文書を掲載するなど、また、今後の予防査察や講習会等の機会をとらえて、火災通報装置の仕組み、また適切な電話回線の接続などについて、関係者等に対して周知し、適正な設置及び維持管理をしてまいりたいと思っております。

○議長（渋谷勲君） 3 番山協議員。

○3 番（山脇智君） 御答弁ありがとうございます。

ただいま消防長に、新基準の火災消防装置が 10 月から販売される、また、関係者への周知や指導についてお示しいただきました。

御答弁にあるように、本活動について、適切に対応を行っていただくよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 次に、12 番村川みどり議員。

〔議員村川みどり君登壇〕

○12 番（村川みどり君） 日本共産党の村川みどりです。

通告の順に質問します。

平成 28 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会報告綴によると、3 つの消防車両の交通事故により、8 万 1910 円、32 万 22 円、7 万 1172 円の損害賠償額を支払われた旨の報告がありました。

保険により弁償されるとはいえ、市民の命を守るはずの救急車や消防車が不注意によって交通事故を起こすことは、あってはならないことです。

そこで 1 点目の質問は、消防車両の交通事故について、1 つに、今議会における専決処分の報告にある 3 つの交通事故の原因とその対策について示してください。

2つ目は、同じく報告綴にある、工事請負契約解除について、1万3630円の損害賠償額が支払われています。

そこで、工事請負契約解除に至った事務手続きの不備について概要を示してください。

3点目は、消防用ホース購入費用について質問します。

主要な施策の成果及び予算の執行実績報告書によると、消防用ホース購入費用において、50メートルホース82本、232万7000円が新規に購入されています。

そこで質問は、青森消防費における平成27年度消防用ホースの更新に伴う使用済みホースはどのようにリサイクルしているのか示してください。

4点目、議会棟改修工事現場内の火災についてです。

8月8日から9日の深夜にかけ、青森市役所議会棟改修工事現場において、ごみ集積場の可燃ごみが燃えているのを守衛が発見し、バケツに水をくんで消火に当たったと報告されています。

今議会質問通告日時点においては、青森市からの報告がなされず、調査中のまま、2カ月以上も経過している状況でした。

当初はたばこ及び放火による出火が考えられるが、不明と報告されており、一刻も早い原因の究明と特定が必要だと認識していました。

その後、9月27日、青森市は慌てて調査結果の報告を通知しました。

本当に、原因の特定にこれほど時間を要したのでしょうか。

まずは、平成28年8月8日に議会棟工事現場で発生した火災の原因について示してください。

最後に、平成28年8月5日に発生した、ホース引きずり走行事故について質問します。

8月5日のねぶた祭の警備を終えた浪館分署の消防車が、分署に戻る途中に、運転席後部にある収納箱に固定されていたはずの放水用ホースが、車外に飛び出し、ホースを引きずった状態で走行していたため、ホースの先端部に乗り上げた対向車がパンクし、車の底部が損傷したという事故です。

こうした事故は絶対にあってはならないし、二度と起こしてはならない事故です。

そこで、事故の原因と対応策を示してください。

質問は以上です。御清聴ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

〔消防長吉崎宏二君登壇〕

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の5つの御質問のうち、まず、消防車両の交通事故についての御質問に、お答えいたします。

今議会において専決処分として報告する3件の交通事故の概要であります。1件目の報告第3号は、平成27年12月26日に青森地域広域事務組合消防本部、——以下、消防本部と言わせていただきます——、消防本部の救急車が緊急走行中、青森市油川地区におきまして停車中の普通自動車に接触した事故で、2件目の報告第4号は、平成28年2月17日、消防本部の救急車が通常走行中、青森市橋本地区におきまして走行中の普通自動車に接触した事故であります。また、3件目の報告第6号は、平成28年4月16日に消防本部

の消防車が通常走行中、今別町大川平地区におきまして停車中の軽自動車に接触した事故であります。

これら3件の交通事故の原因でございますが、3件のうち報告第3号及び第6号の2件の事故につきましては、いずれも停車中の車両に接触した事故でありますことから、機関員の安全確認不足と考えております。もう1件の報告第4号の事故につきましては、双方走行中でありましたが、消防本部の救急車が赤信号に気づくのが遅れ、そのまま交差点へ進入したことから、機関員の注意力の散漫が主な原因と考えております。また、いずれの事故におきましても、同乗者を含めた全ての乗車員の注意力不足と考えております。

また、これら交通事故の対応でございますが、いずれの交通事故も消防本部側に過失がございますことから、相手方に謝罪することは当然のことですが、当該事故に係る車両修理費につきましては、損害賠償として消防本部が負担することで相手方との示談を締結したものであります。

なお、損害賠償につきましては、消防本部が加入しております公益社団法人全国市有物件災害共済会で対応しております。

消防本部における交通事故防止の対応につきましては、例年、運転技術の向上のため、青森市内の自動車教習所などで操縦訓練を行っており、また各所属においても、交通事故防止に関する職場内研修を行うなど、組織全体で交通事故防止に努めているところであります。さらに、交通事故が発生した際は、同様の事故を起こさぬように各所属へ情報提供するとともに、当該交通事故を検証し、改善策等の提出を義務付けているところであります。

今後におきましても、交通事故を起こさぬよう、組織を挙げて、日々安全運転に努めてまいりたいと思っております。

次に、工事請負契約の解除についての御質問に、お答えします。

工事請負契約解除に至った事務手続きの不備に係る概要につきましては、平成28年5月17日に実施いたしました原別分署建設用地造成工事一般競争入札におきまして、入札参加業者27者のうち、26者が最低入札価格で同額となったため、本来であれば26者によるくじ引きにより落札候補者を決定すべきものを、錯誤により1者を失格として、25者によるくじ引きにより落札候補者を決定し、契約を締結したことから、後日、当該契約を解除し、それに伴い発生した収入印紙代、履行保証保険料及び前払金保証金に相当する1万3630円を広域事務組合が賠償し、その後、当該入札を最低入札価格同額の26者でくじ引きから再開し、新たな落札候補者を決定し、後日、契約を締結したものであります。

当初段階で誤って1者を失格とした経緯でございますが、当該業者につきましては、入札価格は他の業者と同様に最低制限価格と同額でありましたものの、入札書に添付される工事費内訳書におきまして、4工事費目中、共通仮設費と現場管理費の2費目が消防本部の設定した価格を一定以上、下回っておりましてことから、このような場合は、当事務組合が制定いたしました低入札価格調査制度要綱の規定により失格と判定するものと誤認したところであります。しかしながら、当該要綱につきましては、設計金額が5000万以上の建設工事を対象としたもので、今回の場合は設計金額がこれに満たないため該当せず、本

来であれば工事費目の一部に消防本部が設定した価格を一定以上、下回る費目があっても、4 工事費目を合算した入札価格が最低制限価格を下回っていなければ失格とはならなかったものであります。

今後は、この度の件を教訓に、二度とこのような事態を招くことのないよう、担当職員はもとより管理監督職員にあっても、職務遂行に必要な知識の習得を図り、組織的にミスを防止できる体制を強化するとともに、青森市の契約担当部局にも、適宜、指導をいただくなど、再発防止の徹底に消防本部を挙げて取り組んでまいります。

次に、消防用ホース購入事業についての御質問に、お答えします。

青森消防費における平成 27 年度消防用ホースは、平成 27 年度の執行実績報告書のとおり、中央消防署ほか各署に 81 本の 50 ミリメートルホースを購入しているところであります。

消防用ホースは長期間使用することにより、道路との摩擦等で経年劣化が進むため、ホースに水圧がかかる消火作業等におきまして、ホースの破裂による消防隊員の負傷、漏水のため、放水圧力の低下のおそれがありますことから、適宜更新を行っているところであります。

議員御質問の使用済みホースのリサイクルにつきましては、基本的には劣化が見られるホースは、使用済みホースとして産業廃棄物処分の対象としているところでありますが、一方では消防内部で、水圧が余りかからない水槽付ポンプ自動車の積載水の補給用のホースとして利用することや各種資器材の摩擦防止保護用として使用するなど、一部活用を行っているところであります。

次に、議会棟改修工事現場内の火災についての御質問に、お答えいたします。

消防本部では、8 月 9 日 0 時 47 分に、青森市役所から通信指令課へ加入電話により「議会棟付近のごみ集積所から火が出て、完全に消火したが確認して欲しい。」と通報を受け、中央消防署から、水槽付消防ポンプ自動車 1 台を出動させたところであります。

現場到着し、状況を確認したところ、議会棟の耐震工事を行っている工事現場内のごみ集積所の可燃物が幅 1.6 メートル、奥行き 2.3 メートルの範囲で、また、それに隣接する仕切り鋼板及び仮設トイレの外壁が焼損し、既に水が掛けられて完全に消火されている状況を確認したものであります。

その後、火災調査員が、現場の見分や関係者からの聞き取りなど火災調査を実施した中で、火災の発見者から「工事現場の囲いの下に火が見えたので、近くの水道からバケツで水を掛けて消火し、その時に、周囲に人はいなかった。」と聞いております。火災調査員が仮設トイレの横に積まれていた可燃ごみの焼け残りを見分すると、多量のたばこの吸い殻を確認したところであります。

工事現場でのたばこの吸い殻の処理については、水に濡らした吸い殻を可燃ごみが入れてあるコンバックに捨てたのは、8 月 5 日の 15 時ごろとの情報を関係者から聞いており、たばこの吸い殻を捨ててから、3 日以上経過して出火する可能性は考えにくいところであります。

しかし、それ以降に、何者かがたばこの吸い殻を可燃ごみが入れてあるコンバックに捨

てたことで出火した可能性も考えられること、また、工事現場内に人が入れる状況でもありましたことから、火災原因としてたばこ放火について検討をしたものであります。

火災原因について検討した結果、たばこにつきましては、何者かが完全に消えていないたばこの吸い殻を、可燃ごみが入れてあるコンバックに捨て、その火種が時間の経過とともに可燃物に着火し、出火した可能性は否定できないこと、また、放火につきましては、火災を発見した時間帯が人目につきにくい深夜であり、工事現場内に人が入れる状況でもありましたことから、放火の可能性も否定できないこと、これらのことから、たばこ及び放火の可能性がいずれも否定できないため、火災原因は不明としたものであります。

なお、火災原因の公表につきましては、工事発注者である青森市がすべきものと考えておりますが、青森市から了承を得ており、消防本部として答弁し公表するものであります。

次に、本年8月5日に発生したホース引きずり走行事故についての御質問に、お答えいたします。

当該事故は、平成28年8月5日金曜日、午後9時50分ごろ、中央消防署浪館分署の消防車——以下、青森タンク1と言わせていただきます——、青森タンク1が青森ねぶた祭の警備を終え、浪館分署に帰る途中、市道浪館大野線、通称金沢小学校通りを走行している際に発生した事故であります。

事故の内容は、青森タンク1の運転席側ホース収納ボックスの扉が走行中に開き、収納していた管鎗、金属性の筒先でございますけれども、それがついた65ミリメートルホース3本、長さにして約60メートルが道路に落下し、引きずったまま走行したことにより、対向車線を走行して来た普通自動車が、それに乗り上げ、車体の下部損傷及びタイヤがパンクした事故であります。

事故の原因は、青森タンク1が経年劣化により、ホース収納ボックス扉のロック部分の爪がかみ合っていなかったため、走行中の振動で扉が開いたことによるものであります。

事故後、速やかに当該不具合部分を修理したほか、ボックス扉に新たにスライド式の錠を設置し、二重の安全策を講じたところであります。

また、ボックス扉付消防車のすべてについて確認を行ったところ、ボックス扉の開閉に不具合のあった消防車1台につきましても、速やかに修理を行いました。

加えて、私、消防長から、「車両及び資機材等の適正管理による事故防止の徹底について」と題して文書を発出し、平素より事故防止対策に留意するよう各所属に対し強く要請したところであります。

このたびの事故は、議員御指摘のとおり、幸いにして、人的被害が発生しなかったものの、状況によっては生命に関わる重大な事故につながりかねない事故であり、二度と引き起こしてはならないものと認識しております。

消防本部といたしましては、このような認識のもと、今後導入する消防車には、扉が開いた際に車内に警告ランプがつくなどの装置を導入することも検討するとともに、日常点検や出動前後におきましては、ボックス扉及び積載品の確認、さらに走行中は乗車員全員で周囲の状況に注意を払うなど、車両及び資機材等の適正管理を徹底し、事故防止に万全を期するとともに、消防車に不具合が発生した場合には、速やかに修理等の対応を行うな

ど、再発防止に万全を期してまいりたいと考えております。

なお、今回の交通事故を含め、冒頭で答弁した交通事故、また、工事請負契約解除に至った事務手続きの不備につきましては、損害を負われた皆様方、広域事務組合管内の地域住民並びに議員の皆様に対して、大変御迷惑を掛けたことを深くおわび申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

○議長（渋谷勲君） 12番村川議員。

○12番（村川みどり君） それでは再質問します。

最初に消防車両の交通事故についてですけれども、3つの交通事故のうち、1つは緊急走行中、そして、2つは通常の何も無い、ただ走っているときの事故だったという報告がありました。

私が消防議員になってから、本当にたて続けにこういう事故があまりにも多くて、一体どうなっているんだろうという、みんな疑問を正直抱きました。

そこで、過去3年間の交通事故実績について示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の再度の御質問にお答えいたします。

過去3年間の交通事故の件数についてのお尋ねでございます。

平成26年から平成28年までの3年間で申しますと、専決処分として、組合議会に報告させていただいた交通事故の件数は、平成26年は3件、平成27年は5件、平成28年は、今議会にて報告しております3件となっております。

いずれにしても、物損事故として処理した事案であります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 先ほど消防長からも固い決意と謝罪の言葉があったんですけれども、やはり市民の命と安全を守る立場の救急車や消防車がそういう事故を起こすということは、あってはならないことですので、今後、是非気をつけていただきたいということをお願いしたいと思います。

工事請負解除についても、同じように、消防事務組合が合併してからの不備だったということもあるんですけれども、それも二度とないようお願いしたいと思います。

次に、消防用ホース購入事業についてお伺いします。

大部分は産業廃棄物として処理していると、それ以外は、だめなところは修理して、再利用しているというような答弁だったんですけれども、その再利用したやつは、その後はやっぱり産業廃棄物として処理するという形ではよろしかったですか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 一応、使用済みになったものは、先ほど壇上で答弁したように、利用できるものは利用しております。

それがさらにやはり痛んできた場合は、産業廃棄物として処分することになります。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） わかりました。

今は常備消防のお話だったんですけれども、団の消防用ホースの更新実績はどういうふうになっているのか教えてください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 消防団の使用済みのホース、更新の状況というお話でございます。

当消防本部で把握している消防団のホースの数につきましては、青森市の消防団のホースになりますので、平成 26 年度の消防団における消防用ホースの購入実績は、ホース単体で購入した 65 ミリメートルホースが 59 本、消防団の車両更新にあわせて購入した 65 ミリメートルホース 190 本、合わせて 249 本であります。

以上でございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） 結構毎年毎年多くのホースが廃棄処分、あるいは使える分は使っていくということなんですけれども、消防団もやはり同じように産業廃棄物として処理、あるいは使えるところは使うというようなやり方をとっているのでしょうか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 消防団のホースについての再度の御質問にお答えします。

消防団のホースについては、幾らか使用済みまではいかなくても、まだ廃棄までいかないホース、それから、経年劣化で高い圧力がかかる危険な状態の場合には、消防団のポンプ操法のホースとして水圧のかからない状態で使える訓練用として使っています。

また、その後には、先ほど壇上で答弁したように、いろんな資器材の保護用として使って、それで耐えられないホースについては最終的には産業廃棄物という形で処分しております。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12 番（村川みどり君） ある消防団のところでは、ホースをリサイクルしているというのが紹介されていまして。

ホースを収納するホースバンドとして、廃棄する消防ホースを活用していたりとか、あるいは消防ホースをカバンにして再利用したりすると、これは消防署じゃなくて違うどっかの会社でリサイクルして販売したりとか、そういうようなホースの再利用というのを、全国各地でやっているんですけれども、青森市もそのような形で、ごみも最終処分場に出すんじゃなくて、できる限りリサイクル、利活用するような方向で考えられないでしょうか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 村川議員の再度の御質問にお答えします。

使用済みのホースを素材にしたバッグなどを販売しているというのは、調べさせていただきました。

その部分につきましては承知してはおりますけれども、現在、当事務組合の管内の業者名簿に登録されている業者があるのかどうか、その辺を含めて調査をしたいと思っておりますけ

れども、現在、議員の御指摘のような考えはないです。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 調査はするということですので、やっぱりできるだけごみを減らしていくというのは、今の青森市にとっても必要なことですので、そういう意味でも、埋立てするんじゃないなくて、できる限り再利用することを前向きに消防も考えていただきたいということをお願いします。

次に、議会棟の火災についてですけれども、結果的には原因は不明だというような報告でした。

それで、この前は、8月9日に報告があったんですけれども、さっき壇上で言ったように、最終的な報告が8月27日に慌てて報告されているんですが、まず消防から青森市に報告書が出されたのはいつだったのかお知らせください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 青森市のほうに、消防本部から火災原因についての報告がいつあったかという再質問にお答えします。

消防本部の火災吏員調査が終了したのが、火災があつてから約1カ月後の9月8日でございます。

その後、担当課のほうから終わったのかというお話がありましたので、私、日にちは若干はっきりとは覚えてないんですけれども、打診があつた時点で、担当課のほうにお返ししました。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 要は消防のほうでは、9月8日の時点で、既に報告書は出しているんですけども、青森市のほうできちんと報告されなかったというふうに、私は認識しているんですけれども、違いますか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 再度の御質問にお答えします。火災原因調査が終わつたのが9月8日でございます。その後、市のほうから開示請求というか、そういう形での問い合わせがありませんでしたので、その後、つい最近になってから、原因の問い合わせという形でお話があつたと聞いております。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） わかりましたというか、要するに青森市が消防に原因は何だったんですかって聞かないと教えてもらえないという仕組みだつていうことですよ。

はい、わかりました。

そもそも私は、市役所の議会棟の火災だったんであれば、やはり結果はどうであったのかというのは、きちんと報告すべきではなかったのかなというふうに思っていますので、これは消防に言ってもしょうがないということですので、青森市のほうにきちんとお伝え

していきます。

最後にホースをひきずる事故についてですけれども、この事故なんですけれども、事故にあった車は、買って何日かの新車であったということで、非常に憤慨していました。

聞きたいのが、かなりホースが伸びた状態で、ずっと走っていたということなんですけれども、運転手がホースを引きずっていることに気づいたのは、いつの時点だったのか示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） ホースの落下についての再度の御質問にお答えします。

どの時点で気づかれたのかというお話ですけれども、一般市民から問い合わせがございまして、その内容が、対向車線を走行中、消防車が引きずっているホースに車両を乗り上げ、タイヤがパンクしたという問い合わせでございます。

それから、市民から、消防車がホースを引きずって走行しているという2件の通報が、署のほうに入りまして、その時点で、通信指令課から青森タンク1のほうに無線で確認したところ、青森タンク1がこれによって確認してということでございます。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 走っているときは、じゃあ運転手は気づかないでそのままずっと走っていたということでしょうか。

浪館消防に戻ってから気づいたのか、それとも途中で走っているときに、消防本部から連絡があったのか、どちらですか。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 再度の御質問にお答えします。どの段階でというお話かと思えますけれども、浪館分署に戻る手前で、約100メートルちょっとぐらいの場所で気づいたということでございます。

それは当然、指令課からの通報に基づいた無線連絡で、あらっということを確認したところ、ホースが落下しているのに気づいたということでございます。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） その事故のあった小鹿産業青森南店から浪館消防分署の100メートル手前までっていったら、かなりの距離あるんですけれども、そこの距離をずっと引きずっていた。しかも、運転手が気づかなかったということが、私には信じられないんです。

で、これは、運転手だけ乗ってたんですか、それとも何人ぐらい消防車両に乗ってたんですか。示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 何人ぐらい乗ってたのかというお話でございます。

先ほど、壇上で答弁したように、青森ねぶた祭の警備の帰る途中です。運転手のほかに、隊員が4名乗って出動したということでございます。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 村川議員。

○12番（村川みどり君） 4人も乗っていたのに、そんな距離走って、なんで気づかなかったのかというのが、本当に信じられない事故だなと思うし、しかも、その事故にあった人は、新車を傷つけられたということで、本当にいたたまれないなというふうに思っていますし、なんでこんな事故が起こるんだろうというような不思議な思いでいます。

あとは質問しないんですけども、先ほど最後に消防長から一連の事故、それから今回のホースの引きずり、消防事故に関連して、謝罪の言葉もあったんですけども、絶対事故がないということは人間ですからないですし、ミスもあるかと思うんですけども、極力職員全員で、事故やこういう問題を起こさないようにしていただきたいということを再度お願いして、私の質問を終わります。

○議長（渋谷勲君） 次に、6番安藤英博議員。

〔議員安藤英博君登壇〕

○6番（安藤英博君） 6番日本共産党の安藤英博であります。通告に従いまして質問を行います。

まず最初に、議長からお許しをいただきまして発言したいと思います。

去る9月21日に起きた外ヶ浜町三厩・竜飛地区での14軒の大火災で、広域事務組合の多くの消防車を初め、団員の方々に懸命に消火活動に当たっていただきましたことに対し、外ヶ浜選出の組合議員として、また、町民を代表して、心から御礼を申し上げます。

それでは質問に入りたいと思います。

広域事務組合とは直接関連するかどうか、受けとめ次第であります。一般質問する内容からつながりがありますので質問させていただきます。

まず最初に外ヶ浜地区での一次産業の中心は、なんと言ってもホタテ養殖漁業であります。本年は、北海道産ホタテの低迷で史上最高の高値で取り引きされ、これまでにない最高の売上高になっております。新聞紙上でも御存知のとおり、外ヶ浜地区では6月から8月までの3カ月間の出荷時期のホタテ残渣処理で、漁業関係者は大変困っております。

そこで、管理者に質問いたします。

蟹田地区一般廃棄物最終処分場、現在休止中の場所をホタテ残渣仮置場として活用させていただけないかどうか、お伺いいたします。

以上1点であります。質問といたします。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。館田事務局長。

〔事務局長館田一弥君登壇〕

○事務局長（館田一弥君） 蟹田地区一般廃棄物最終処分場の活用についての御質問にお答えいたします。

蟹田地区一般廃棄物最終処分場につきましては、平成6年から外ヶ浜町と蓬田村の一般廃棄物の埋立処分を行ってきましたが、埋立容量に達しましたことから、平成25年6月末をもって埋立を終了しております。

一般廃棄物最終処分場の廃止に当たっては、青森県に埋立処分終了の届け出を行った後、最低2年間水質検査等を実施し、最終処分場の廃止基準を満たしていることを青森県に示

した上で、廃止の確認を受けなければならないこととなっており、現在は、平成 28 年度内の廃止に向けて当該施設の維持管理を行っているところであります。

当該施設をホタテ残渣の仮置き場として使用できないかとお尋ねでございますが、当該施設に関する財産は、外ヶ浜町と蓬田村の一般廃棄物の埋立処分を行うため、両町村が費用を負担して取得した財産でありますことから、最終処分場廃止後の財産の活用または処分につきましては、両町村の意向に基づき決定すべきものであります。

したがいまして、今後、両町村と廃止後の財産の活用または処分方法について協議してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 6 番安藤議員。

○6 番（安藤英博君） ただいま、御答弁をいただきましたけれども、蓬田地区と蟹田、両地区での処分場でありましたけれども、今現在、広域事務組合として、これまで水質調査を 2 年間にわたってやってきたわけですが、その結果についてもお聞きしたいと思えます。

それと、現在、当事務組合の所管である一般廃棄物処分場です。

外ヶ浜町のグリーンハートは、ホタテ残渣を焼却するということも含めて建設されましたけれども、現在、1 日、ホタテ残渣の処理は 3 トンであります。ところが、この 6 月から 8 月までの間、平館・蟹田地区では、約 80 件の漁業者がいて、最低の少ない方でも 1 日 1 トンの残渣が上がって、多い方は 1.5 トン、少なくとも 1 日で 80 トンのホタテ残渣が毎日出るわけです。グリーンハートでは、1 日に 80 トンを処理できないということなので、どうしても一時仮置き場を設置して、処理していくということになるので、今回取り上げた。今休止しているこの蟹田地区の一般廃棄物最終処分場は、グリーンハートから大変近くであります。仮置き場として、1 分で、グリーンハートに持って行ける。そして、周りには一般住宅もないわけで、悪臭も防ぐことができ、非常にこの場所が適しているということで、漁協組合、あるいは、漁業者の方々も、非常にこの場所を希望しているわけです。その点について、今、答弁がありましたように、検査の結果、これまで処分場として使って、2 年間の閉鎖で、適正な施設であったということでの報告とですね、今後、蓬田村と外ヶ浜町の財産として、譲渡と言いますか、1 町 1 村で今度使う場合にですね、大体あと何年後、来年とか再来年では、そういう方向が可能かどうか、それをお聞きしたいと思えます。

以上であります。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。館田事務局長。

〔事務局長館田一弥君登壇〕

○事務局長（館田一弥君） 再質問 2 点ございました。

1 点目はまず、水質検査等の状況はどうなっているのかということでございました。

議員も御紹介のように、終了の届け出を行った後に、最低 2 年間水質検査等を実施して、国の省令で定めております廃止基準に合致しなければなりません。

この中には、地下水の水質の検査、それから、保有水の水質検査のほかに、当該埋立地からガスが発生しないかとか、発生しても増加しないかとか、それから、悪臭が発散しな

いような必要な措置が講じられているかとか、それから、火災の発生防止のための措置が講じられているかなど、いろんな基準がございまして、それをクリアする必要がございません。

この2年間以上の検査を行ってまいりましたが、現在のところ、この廃止基準を上回るような検査内容になってございませんので、今後県のほうに、廃止の確認の手続きを進めてまいりたいというふうに思っています。

それから、グリーンハートそばの位置にあるので、最終処分場をぜひとも、活用できないかという御質問でございました。

組合といたしましたら、こういうものに利用するかという協議をこれから行うのではなくて、一度お答えをしたとおり、2町村が経費を負担した財産を、どのような形で処分するのかということの協議をするものでございます。

基本的には、共同処理をする事務が終了した場合には、組合の条例の中に、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というものがございまして、この中で、用途廃止により生じた財産については、負担した費用の額の範囲内で、関係する地方公共団体に無償で譲渡することができる。言い換えれば、負担割合に応じて、関係町村にお返しするというような規定もございますので、これについて協議を進めていくということでございますので、組合として、今の施設をどのように活用するのかということは、組合としては申し上げられない状況でございます。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 6番安藤議員。

○6番（安藤英博君） 丁寧な御答弁ありがとうございます。

最後、要望になるかと思いますがけれども、消防と同じでですね、各分署、消防があつて、1年通して、まったく火事がなかったというのが、最高の仕事だと思っています。

それと関連して、このホタテの残渣、本当に量が少なくほとんど出ない年もあります。ところが、海の状況によって、環境が変化してくると一気に大量の残渣が出る。漁業の方々にとっては、ホタテの残渣が出ないことを願いますけれども、しかし、いつ、どれだけ出るかということも想定できません。やっぱりそういう原理と言いますか、仮置場ということで、将来、グリーンハートのそばのこの施設をですね、蓬田と蟹田地区で協議して、利用させていただけますよう、御指導、御協力を強くお願いいたしまして、私の質問といたします。

御清聴ありがとうございます。

○議長（渋谷勲君） 次に、11番山本武朝議員。

〔議員山本武朝君登壇〕

○11番（山本武朝君） 11番山本武朝でございます。本日最後の質問登壇者となりましたので、今しばらくお付き合いのほど、よろしく申し上げます。

消防本部におかれましては、消防職員、そして消防団の皆様の活動のおかげで、日ごろより、市民の生命、財産を火災、災害から守っていただきまして、本当にありがとうございます。

さまざまところで、防災訓練が実施されています。私も昨日、地元の筒井地区での町会の防災訓練に参加させていただきました。水消火訓練では、特に子どもたちが、興味津々、かつ積極的に消火訓練が実施できておりました。

出動していただいた3台の消防車両にも、身近に触れることができ、参加者にとって有意義な防災訓練となりました。

出動された消防団員の中には、先日から続いているキノコ採りの行方不明者の捜索も続いている中での出動でありました。

仕事を持ちながら、休日もこのように防災活動、捜索活動に貢献していただき、消防団の皆様にも本当に感謝の思いでいっぱいあります。

以上申し述べまして、質問に入らせていただきます。

質問その1、老朽化した消防署、分署の建てかえがここ数年続いておりますが、原別分署の建設事業の進捗状況と今後の予定をお示してください。

2つ目の質問は、台風における災害対応についてお尋ねいたします。

この7月、8月、そして今も続いておりますが、台風の発生件数、そしてまた、日本列島への上陸も多く、全国各地で、暴風、強風、集中豪雨、河川の増水による洪水で、多大な被害が発生いたしました。

特に台風10号では、岩手県岩泉町では、河川の氾濫により、グループホームでは入所者のうち9名が亡くなるという、大変痛ましい災害となりました。

この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

国はスピーディーに激甚災害を指定をして、復旧に取り組んでいますが、住宅道路等のライフラインの復旧は困難を極めております。

そうした中で、議運のほうでは御報告いただいたわけですが、消防緊急援助隊で、遠く宮城からも早速、久慈市、そして岩泉町のほうに、行方不明者の捜索、また活動に従事されたとうかがっております。

1日も早く、被災された方々が、安心して生活ができるよう、復旧・復興が進みますよう強く要望いたします。

そこで質問いたします。

この度の台風10号における、当事務組合の消防として、その災害対応についてお示ください。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 山本議員の2点の御質問のうち、まず、原別分署建設事業についての御質問に、お答えいたします。

原別分署は、施設の老朽化及び平成25年に青森県が公表した「陸奥湾に係る津波浸水予測図」におきまして、現在の敷地が浸水域に当たることとされましたことから、現在、移転建てかえを進めているところであります。

建設用地につきましては、管轄区域内の県道久栗坂造道線と国道4号、東バイパスの間

に位置し、放射状に全方向をカバーでき、管轄区域の人口カバー率の向上が図られる場所として、都市計画道路 3・2・3 号外環状線、通称東高校通りに面し、東バイパスとの交差点に近い場所の土地、1967.72 平方メートルを平成 27 年度に取得、平成 28 年度は用地造成工事及び新庁舎に係る基本・実施設計業務を行っているところであり、当該事業は現在のところ予定通り進んでおります。総事業費につきましては、まず、平成 27、28 年度は、用地買収費用、用地造成工事費等、8000 万円程度となり、平成 29 年度以降の建設工事費等は、建設工事に係る労務単価の変動などの不確定要素はあるものの、一昨年 12 月から供用開始した新城分署と同規模の 4 億円程度を見込んでいるところであります。

今後の予定といたしましては、平成 29 年度に建設工事に着手し、平成 30 年度の供用開始を目途としているところでありますが、消防本部といたしましても、地域の防災力向上に資する新庁舎が計画通り供用開始できるよう、今後も関係部局との協議の下、鋭意努めてまいります。

次に、災害対応についての御質問に、お答えします。

8 月 30 日夜に大型で強い台風第 10 号は、青森県上空を通過し、当事務組合管内においても風水害災害が多数発生し被害をもたらしたところであります。

台風が接近した 8 月 29 日には、青森県に平成 28 年台風第 10 号青森県災害警戒本部が設置され、当消防本部では「台風第 10 号接近に伴う消防体制の強化について」を、各署・各課へ通知したほか、青森市消防団では「台風第 10 号接近に伴う消防団の体制について」を、各分団長へ F A X 並びに電話で周知を行い、体制の強化に努めたところでございます。

翌日の 8 月 30 日朝には、青森地方气象台から台風の影響により北日本を中心に激しい雨が降り大雨になるとの情報から、当消防本部で備蓄している土のう 2535 袋のほかに、さらに補充用として土のう 1000 袋を、青森市危機管理課を通じて青森市公園河川課へ依頼し、また、構成町村の防災担当へは、土のうの備蓄状況について確認したところでございます。

10 時 37 分東青津軽全域に、大雨、洪水、暴風、波浪警報が発表されたことに伴い、今後、非常災害発生のおそれがあるものと判断し、消防本部に私、消防長を対策本部長、次長を副本部長とする消防災害対策本部を設置し、事務分担に基づき対応に当たるとともに、構成各市町村においても、警戒対策本部が設置され災害の警戒に当たったところでございます。

また、消防本部では 11 時 10 分から青森市内において特別防災広報を実施し、構成町村におきましては防災行政無線などにより、住民へ注意喚起を行っております。さらに、消防本部では、青森湾の満潮時刻である 14 時 20 分に合わせて、沿岸を管轄する署所において、沿岸調査を実施、その後、全署所におきまして、大雨に伴う急傾斜地の調査を実施し、異常がないことを確認いたしました。

これらの対応及び気象情報を踏まえながら、15 時 20 分消防災害対策本部会議を開催し、台風の最接近に備えた、今後の対応について、改めて確認したところであります。

なお、青森市青森消防団幹部につきましては、続発する風水害災害に対応するため、18 時 30 分消防災害対策本部に参集し、消防団と常備消防の活動の連携を図り、消防団員の指揮統制を行ったところであります。

この度の台風に伴う災害通報のありました、8月30日8時59分から翌日の8月31日7時55分までの、風水害災害の出動につきましては、青森市において89件、構成町村では26件、合わせて合計115件であり、常備消防から延べ129台、433名、当事務組合管内の消防団からは、延べ60台585名の、合計で延べ189台1018名が出動し対応に当たったものであります。

主な災害の概要につきましては、まず暴風による住家、非住家などの屋根トタンが飛散する一部損壊、倒木による道路障害など、大雨による、住家、非住家などの床下浸水、道路冠水、河川被害となっております。

また、人的被害につきましては、暴風による転倒、転落で2名が救急搬送されております。

主な活動内容につきましては、飛散の恐れがある屋根トタンにロープ、釘などで固定する飛散防止措置、チェーンソーなどを使っての倒木の切断除去、浸水の恐れのある住家などへの土のう積みなどを行っており、このほか、避難勧告が発令された、青森市駒込字桐ノ沢地区の水害現場では、消防職員及び消防団員による地区住民の毎戸への避難の呼びかけ、避難所となった筒井南小学校への消防マイクロバスによる避難者移送などの活動を行ったところであります。

今後も消防本部といたしましては、台風に限らずあらゆる災害から、消防の使命である地域住民の生命、身体、財産を守るため、日ごろから災害対応に万全を期してまいりたいと考えております。

○議長（渋谷勲君） 11番山本議員。

○11番（山本武朝君） 御答弁ありがとうございました。

まず、原別につきましては、29年度に建設工事、30年度には供用開始ということになりますが、再質問させていただきますが、現在消防職員、女性職員ございません。今後、女性職員の採用もあり得るところです。

事実、採用試験等では、今回もそうですが、採用を検討していただいているわけがございます。

そこで質問いたします。

消防庁舎の建設に当たり、女性職員に配慮した環境整備をすべきと思いますが、その対応をお示してください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 山本議員の再度の御質問にお答えします。

女性職員に配慮した環境整備を行う事案はあるのかというお尋ねでございます。

平成26年度に供用開始しました、浪岡消防署と新城分署につきましては、仮眠室をすべて個室化しております。

女性職員が執務しやすい環境整備として、女性職員のプライバシーの配慮といった関係から、トイレも女性専用とし、浪岡消防署については、さらに、女性職員の専用のシャワー室を設けております。

今回建設予定の原別分署につきましても、仮眠室をすべて個室化とし、浪岡消防署と同

様に、男性女性それぞれの専用トイレ、シャワー室を設け、その配置についても、できる限り離れた場所に設けることにし、女性職員の執務しやすい環境にしたいと考えております。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 11 番山本議員。

○11 番（山本武朝君） ありがとうございます。

あともう 1 点だけ再質問させていただきます。

先ほど、8 月 30 日の台風 10 号のですね、時系列的に答弁ありがとうございます。

その中で、主な災害対応の中で、飛散の恐れがある屋根トタンの飛散防止というのがありまして、本当に、消防、消防団の活動は、さまざまな対応があるわけですが、屋根の応急措置というか、そこまでやっていただけるのかなという思いで、ありがたいことです。

そこで質問いたしますが、暴風による屋根トタン飛散などの応急措置のその内容と件数をお知らせください。

○議長（渋谷勲君） 答弁を求めます。吉崎消防長。

○消防長（吉崎宏二君） 再度の台風 10 号による災害対応の応急措置の件数についてのお尋ねにお答えいたします。

この度の台風による被害につきましては、当事務組合管内では、先ほど答弁した 115 件の風水害災害に出動しており、このうち、暴風による住家、非住家のトタンの飛散などの災害件数は、青森市内で 55 件、平内町で 8 件、外ヶ浜町が 2 件、蓬田村が 2 件、合わせて 65 件となっております。

主な活動内容といたしましては、剥離、飛散のおそれがある屋根トタンにロープ、釘を使用して固定措置を行ったところでございます。

以上です。

○議長（渋谷勲君） 11 番山本議員。

○11 番（山本武朝君） ありがとうございます。

本当に被災された方は、やはり負担があるようで、大変な思いの中、こうやって対応していただいて、感謝の思いでいっぱいであると思います。

最後に要望だけ、終わらせていただきます。

現在、広域事務組合では、毎月 1 回第 2 水曜日に救命講習が実施されておりますが、その際の要望がございました。

現在、青森市でヘルプカードというカードを、こうして取り組んでいるところでございます。

障害がある方とか、助けが必要な方、どのような助けがいるのかということ、フリーハンドで書いたり、チェックしたり、どうかおつけくださいと出すんですけど、青森市は先駆けさせてもらいましたが、この 10 月から、県の人もこのカード、そしてこのマークを見つけられるようになっております。

どうか、このヘルプカードの取り組みをぜひ周知したいと、救命講習に来ていただける

ということは、それなりに意識のある方でございますので、この救命講習の中で、できればこのヘルプカードを御紹介いただくのをカリキュラム化と言うんですかね、救命講習の実施趣旨にきちっと入れていただきたいという、この点を強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（渋谷勲君） これにて一般質問を終結いたします。

日程第 9 議会運営委員会の所管事務の継続審査について

○議長（渋谷勲君） 日程第 9 「議会運営委員会の所管事務の継続審査について」を議題といたします。

本件については、議会運営委員長から会議規則第 95 条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査の申し出がありました。

○議長（渋谷勲君） お諮りいたします。

本件については、議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渋谷勲君） 御異議なしと認めます。よって議会運営委員長からの申し出のとおり、所管事務について審査終了まで閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 10 報告第 2 号 繰越明許費繰越計算書について（平成 27 年度青森地域広域事務組合 一般会計繰越明許費繰越計算書）

日程第 11 報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 12 報告第 4 号 専決処分の報告について

日程第 13 報告第 5 号 専決処分の報告について

日程第 14 報告第 6 号 専決処分の報告について

日程第 15 青広監報告第 3 号 例月出納検査報告について

○議長（渋谷勲君） 日程第 10 報告第 2 号「繰越明許費繰越計算書について」から、日程第 15 青広監報告第 3 号「例月出納検査報告について」までの計 6 件については、配付いたしております報告書のとおり報告がありました。

○議長（渋谷勲君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

閉 会

○議長（渋谷勲君） これにて、平成 28 年第 2 回青森地域広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3 時 40 分閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

青森地域広域事務組合議会

議長 渋谷 勲

議員 村川 みどり

議員 柿崎 裕二